高知港における放置等禁止区域のお知らせ

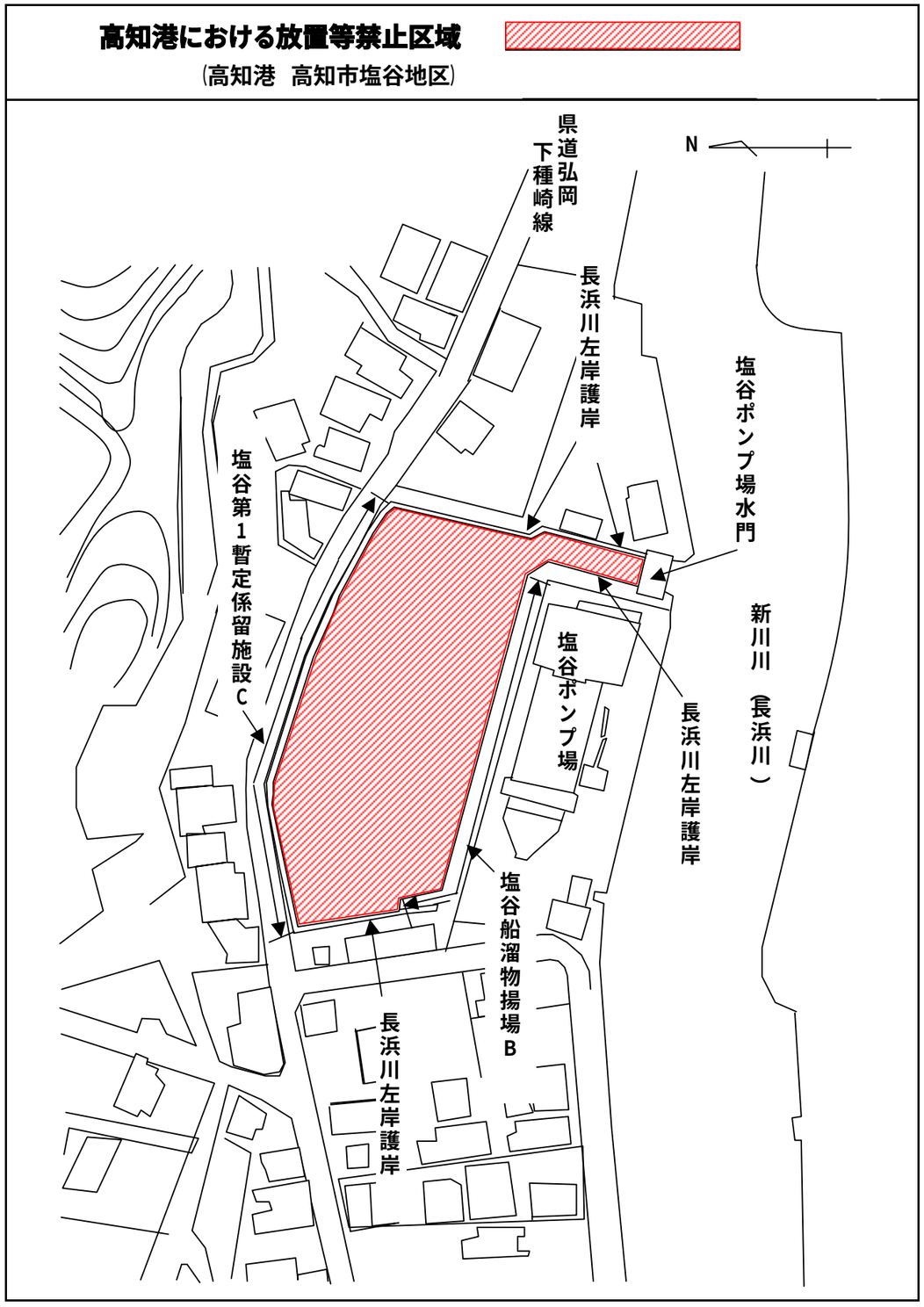

港湾法第３７条の３第１項の規定により、高知港において放置等の行為を禁止する区域及び放置等を禁止する物件を下記のとおり指定する。

なお、指定は平成２０年7月１日より適用する。

高知県知事

放置禁止物件	船　　舶
放置等禁止区域 (高知市塩谷地区)	塩谷ポンプ場水門、長浜川左岸護岸、塩谷船溜第１暫定係留施設Ｃ、長浜川左岸護岸、塩谷船溜物揚場Ｂ、長浜川左岸護岸により囲まれた海面 (左図　　部分)

放置等禁止区域には、許可を受けずに船舶を係留することができません。